



Vol.1

★労働審判における残業時間の認定

はじめまして狩野・岡・向井法律事務所の弁護士の岸田でございます。

この度は、私からも、最近の裁判所の考え方についてお話しさせていただきます。テーマは、労働審判における残業時間の認定についてです。

(1) 残業代裁判の実態

残業代裁判では、よく①管理監督者性、②定額残業代、③残業時間が争点になります。

このうち管理監督者性や定額残業代の主張が通れば大幅に残業代は減りますが、ご存じのとおり、これらに対する裁判所の風当たりは日に日に強くなり、否定されるケースが目立っています。

特に労働審判では、会社の主張を全面的に認めた心証が裁判官から告げられることは稀です。これは労働審判が白黒つける場ではなく、いわゆる和解の手続きだということもあるでしょう。どちらかに偏った判断では話がまとまりません。

特に労働者側からすると、ある程度金額が取れると思って申し立てるわけですから、それが0円となると話が違くないか、となるわけです。そこで裁判

官は、会社の言い分も分かるが、紛争を長引かせることは会社にとってもデメリットだから早期解決のためにいくら払って和解してはどうか？と会社を説得にかかります。はっきり申し上げて理不尽な時もあります。

このような労働審判の運用については議論がありますが、少なくとも現状を前提とした対策を考えなければなりません。

(2) 和解調整ツールとしての残業時間

そこで、残業代裁判の和解調整のツールとして利用されていると感じるのが、今回のテーマである残業時間の認定です。

私の印象ですが、裁判所は、あらかじめ想定される落としどころを見据えて残業時間を削ってくれることがあるように感じます。労働審判では1日ごとの残業時間を細かく吟味することはしないため

(というか時間がなくてできません)、ざっくりと1日あたりの不就労時間を認定して一律に削ってくれることがあります。

例えば、就業時間中のネットサーフィン、株・FX取引、居眠り、トイレ、タバコ、コンビニ外出等の不就労時間です。特に、タバコ休憩は認められるケースが

Labor-management.net News Vol.1

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士岸田鑑彦が解決！

多いと感じます。タバコを1本吸うのに少なくとも3～5分はかかります。例えば1日に1箱20本吸えばそれだけで1時間を超えます。昼休みに20本まとめて吸う人はいませんから、仕事中にちょくちょく抜け出してタバコを吸っていることとなります。ダラダラ残業している人によくあるパターンです。

私が経験した労働審判でも、定額残業代の主張は認めてもらえませんでした。就業時間中のタバコ休憩等のサボり時間を1日あたり1時間30分認定してもらえました。

ただ裁判官からは、人間は1日2時間サボるのは難しいと言われました(その理屈はよくわかりません)。たかが1時間30分でも、1か月21日、2年間(24か月)の残業代請求と考えると、756時間の圧縮が可能になります。残業単価が1500円だとすると113万4000円です。されど1時間30分なのです。

(3) 普段から証拠を集めておく

ただ、不労時間があるといっても何も根拠がなければ裁判所も認めてくれませんし、裁判官も労働者を説得できません。何かしらの根拠が必要です。

本人のパソコンから、株やFX取引の

履歴が出てきた場合はそれだけで重要な証拠になりますが、毎回そううまく証拠があるわけではありません。ただ労働審判では、例えば従業員の上司に対するクレームメール(Aさんが席にいないで困っています。Aさんがサボっています)や取引先からのクレームメール(Aさんが時間どおりに来ない)等、サボり癖のある従業員だということがわかる記録があるだけでも違います。

もちろん、上司が直接注意している文書やメールがあれば有力な証拠です。1つでも証拠があるかないかで裁判官の印象は変わります。ある労働審判では、従業員が社内でふざけている写真を1枚出しただけで、裁判官の印象はガラッと変わりました。

裁判官は、労働者側と会社側のキャラクターも見えており、事案によっては、裁判官が会社に同情的なこともあります。現在の労働審判での残業時間認定の現状からすれば、日々の何気ない文書やメールでも、裁判官の印象をガラッと変える有効な一撃になります。いざという時に備えて、普段から気になったことはこまめに文書に残し、証拠集めを心がけていただくことが非常に重要だと感じます。